

令和5年度 公の施設目標管理型評価書【音楽文化会館】

施設名	新潟市音楽文化会館			
管理者名	(公財)新潟市芸術文化振興財団	指定期間	平成31年4月1日	~ 令和6年3月31日
担当課	新潟市文化スポーツ部文化政策課			
所在地	中央区一番堀通町3番地2			
根拠法令	—			
設置条例	新潟市音楽文化会館条例			
施設概要	設置:昭和52年11月 施設規模:鉄骨鉄筋コンクリート造、延床面積6,462.3m ² 施設内容:ホール(525人+車椅子5人) 練習室(13室) 料金区分:午前、午後、夜間、全日の区分で場所ごとに料金を設定している。			

施 設 置 目 的	
音楽、舞踊、演劇等の芸術文化活動の普及振興を図り、明るく豊かな市民生活の形成に資する。	
管 理 ・ 運 営 に 関 す る 基 本 理 念 , 方 針 等	
1 理念	新たな音楽愛好者を育てていくことを通じて、日常生活の中に音楽が息づく心豊かなまちづくりを行う
2 期待される機能 【本質的な機能】	<ul style="list-style-type: none"> ・舞台芸術の振興 ・芸術文化活動の普及振興 <p>【発展的機能】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都市の魅力の向上 ・良好な都市イメージを発信することによる、交流人口の拡大、経済波及効果の増大など
3 基本方針	<ul style="list-style-type: none"> ① 市民の文化活動への支援 ② 文化を支える人材の育成 ③ 地域に根ざした文化創造

令和4年度

視 点	評価項目	評価指標	実績	評価※	評価コメント※
市 民	基準利用者数の達成	年間利用者数 168,000人以上			
	基準稼働率の達成	ホール稼働率 70.0%以上			
	貸館利用者(主催者)満足度	貸館利用者の満足度調査で、90%以上			
	貸館利用者に対するサービスの提供及び意見やニーズを聴取する取り組み	以下の取組をしているか。 ・利用者の安全に配慮した貸館対応マニュアルの整備 ・舞台装置の操作助言の実施 ・意見箱、アンケート、インタビューを組み合わせた利用者の意見聴取の実施			
	ホスピタリティに関する取り組み	以下の取組をしているか。 ・市民に届く広報の実施 ・苦情、要望に対する対応として、回答が必要な場合、2週間以内に連絡を入れているか(回答が遅れる旨の連絡でも可)			

財務	利用者一人当たり運営経費 施設使用料収入の増加	利用者一人当たりのコスト(人件費・工事費を除く)を540円以下 使用料収入 28,000千円以上		
業務	長期的な管理施設の保全及び、安全確保体制の確立	以下の取組をしているか。 ・市公共建築物保全計画(H30年4月改定)に基づく市の保全計画づくりに協力する。 ・消防訓練、防災訓練、AED訓練を実施する。 ・緊急時の連絡体制、マニュアルを整備する。		
	日常連絡の適切さ	月次報告書を翌月10日までに提出		
	事業計画・事業報告の適切さ	事業報告書を翌年度4月30日までに提出		
	運営方針、事業目標	以下の取組をしているか。 ・設置目的、基本的使命を踏まえた運営方針がある。 ・運営方針をホームページ等で市民に公開している。 ・運営方針に基づく事業目標に関する自己評価を行っている。		
	運営方針を実現するための経営戦略の有無	以下の取組をしているか。 ・内部で定期的に各事業を検証する会議を実施している。 ・所有者である市と各事業の検証結果について会議を行っている ・内部及び市との会議を受けて業務改善、経営の効率化に取り組んでいる。		
	関係法令等の順守	以下の取組をしているか。 ・個人情報保護研修の実施 ・コンプライアンス研修の実施 ・守秘義務違反なし		
	専門性の高い人材の配置	館の各業務に必要な専門的知識や技能、経験、資格等を備えた職員を配置すること		
人材	職員の育成	以下の取組をしていること ・内部、外部研修の受講 ・スキルアップにつながる自主企画事業の実施 ・研修成果の館内へのフィードバック		
	労働基準の充足	労働基準違反に該当する問題がないこと		

【評価基準】

- A: 要求水準(評価指標)を達成し、かつその達成度・内容が優れている(複数の指標の場合、全てを達成し、かつその達成度・内容が優れている)
B: 要求水準(評価指標)が達成されている(複数の指標の場合、全てが達成されている)
C: 要求水準(評価指標)が達成されていない(複数の指標の場合、全ては達成されていない)

指定管理者記載欄（アピールしたい事項・未達成項目への改善策等）

所管課による総合評価（所見）